

平成30年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(18日目)

平成30年12月20日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第76号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第77号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第78号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第79号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第80号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第81号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第82号 平成30年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 8 議案第83号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 請願第 1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願
- 第10 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君

- 4番 金元直栄君
 5番 滝波登喜男君
 6番 齋藤則男君
 7番 奥野正司君
 8番 伊藤博夫君
 9番 長岡千恵子君
 10番 川崎直文君
 11番 酒井和美君
 12番 酒井秀和君
 13番 朝井征一郎君
 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|--------|---|--------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 平野信二君 |
| 教育 | 長 | 室秀典君 |
| 消防 | 長 | 朝日光彦君 |
| 総務課 | 長 | 山田孝明君 |
| 総務課参事 | | 朝日清智君 |
| 財政課 | 長 | 山口真君 |
| 総合政策課 | 長 | 平林竜一君 |
| 会計課 | 長 | 酒井宏明君 |
| 税務課 | 長 | 歸山英孝君 |
| 住民生活課 | 長 | 佐々木利夫君 |
| 福祉保健課 | 長 | 木村勇樹君 |
| 子育て支援課 | 長 | 吉川貞夫君 |
| 農林課 | 長 | 野崎俊也君 |
| 商工観光課 | 長 | 清水和仁君 |
| 建設課 | 長 | 多田和憲君 |
| 上下水道課 | 長 | 原武史君 |

上 志 比 支 所 長	森 近 秀 之 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	坂 下 和 夫 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書	記 宇 野 美 智 子 君
書	記 竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに18日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。ご協力のほど、よろしく申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第64号 平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第1 議案第76号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第77号 平成30年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第78号 平成30年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第79号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第80号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第81号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第82号 平成30年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第76号、平成30年度永平寺町一般会計についてから日程第7、議案第82号 平成30年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、1件ずつ採決します。

議案第76号について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) なければ、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第76号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第77号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第78号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第79号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) なければ、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第80号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。
これより議案第81号について採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第82号について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。
これより議案第82号について採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第83号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第8、議案第83号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 議案書の91ページをお願いします。

議案第83号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正の目的ですが、本年8月の人事院勧告を受け、一般職の給与、また特別職の給与等につきまして、その内容に準じて対応するものであります。

今回の条例改正は4条立てで、第1条と第2条は一般職関係、また第3条、第4条は特別職の給与に関する条例の改正となっております。

それでは、議案書91ページをお願いします。

第1条の中で、条例第19条第2項第1号に規定されている勤勉手当の支給率の改正でございます。これにつきましては、平成30年12月期の支給率を従来の100分の90から100分の5引き上げ、100分の95にするものであります。

また、再任用職員の勤勉手当につきましても、従来の12月期支給率を100分の42.5を100分の47.5に引き上げるものでございます。

以上の改正につきましては、平成30年12月支給分より適用するものでございます。

また、その次に別表2をつけております。

これにつきましては、改正後の給料表となっております。人事院勧告に準拠し、官民較差を埋めるための引き上げ改正を行っております。

おめくり願いまして、議案書の95ページ、下ほどをお願いします。

これは、改正条例の第2条でございます。

こちらは、平成31年度の期末・勤勉手当の支給率を改正するものでございます。条例第18条第2項の期末手当ですが、30年度は6月期の支給率100分の122.5、また12月の支給率を100分の137.5としましたが、平成31年度は6月期と12月期の支給率を均等にするため、それぞれの支給率を100分の130に改めるものであります。

また、再任用職員の支給率につきましても、同様に100分の72.5ずつというふうに均等配分とします。

また、条例第19条第2項第1号の勤勉手当です。これにつきましても、来年、平成31年度は6月期と12月期の支給率を均等にするため、それぞれ支給率を100分の92.5とするものであります。

また、再任用職員の支給率につきましても、同様に100分の45ずつの均等

配分とすることとします。

以上の改正につきましては、平成31年4月1日からの適用となります。

続きまして、議案書96ページの改正条例第3条でございます。

ここからは、特別職給与条例の改正関係となっております。

この中でまず、町長等では平成30年度当初の支給率、全体につきまして100分の5上乗せしております。

第4条の第3項におきまして、平成30年度12月支給分の支給率について、現行の100分の157.5を100分の162.5とし、100分の5の引き上げを行うものでございます。

また、議員の期末手当に関する条例関係では、第7条第2項で平成30年度12月支給分の支給率については、現行の100分の172.5を100分の177.5とし、100分の5の引き上げを行うものであります。

以上の改正につきましては、平成31年12月1日から適用するものでございます。

次に、改正条例第4条でございます。

これは先ほどの第3条により、12月期の支給率を100分の5引き上げましたが、31年度からの支給につきましては一般職の支給に準じまして6月と12月で平準化し、町長等は100分の152.5ずつ、また議員は100分の167.5ずつ振り分けるための改正を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、平成31年4月1日からの適用となります。

以上、議案第83号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第83号の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時13分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第83号について、自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第83号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を
求める請願～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第9、請願第1号、国に対し「消費税増税中止を
求める意見書」の提出を求める請願の件を議題とします。

本件は、去る平成30年12月3日、総務産業建設常任委員会に付託された議
案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長(中村勘太郎君) それでは、総務産業建設常任委員会の
委員長の報告をさせていただきます。

委員会の開催は、去る12月14日金曜日午前8時55分から12時15分ま
で開催して行いました。委員全員出席のもと、付託案件の請願第1号、国に対し
「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願について、これについて

は提出者、金元議員の出席、説明を求めて審議をさせていただきました。

この意見書の趣旨、主な意見でございますけれども、一つ、この意見書の趣旨は、社会保障費負担増、賃金低下、物価上昇等における税の負担や軽減減税率、さらにはインボイス制度等に係る問題があるとして意見書を求める内容を確認させていただいたところでございます。

次に、社会保障制度のための増税と解するが、この意見書の下段では不公平税制を正すべき等々、意見の趣旨が曖昧であることを確認させていただきました。

また、税率10%の増税であるが、前回8%増税時のショックより、政府に対してこれまで以上の効果ある税金の使途を期待するというような主な意見でございました。

採決の結果でございますが、請願第1号、趣旨採択賛成の委員1名、不採択、反対者5名で、総務産業建設常任委員会では不採択とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これは福井県農民連、農業の任意団体から消費税の増税中止を求める意見書が出されました。

消費税というのは皆さんご存じのように、最大の不公平税制と言われてます。いわゆる住民にあっては所得税なんか払った後にさらに消費に関して消費税が取られる。現にこれまで消費税が導入されて以降、三百数十兆円の消費税が払われていますけれども、そのうちの大部分を法人税の減税に充てるような形になっているところでもあります。

そんなことを考えますと、その税金がどう使われてきたのかというところでは、もう消えてしまっている。さらに、導入当時は社会保障に使うんだということで国は言ってきましたが、当初はほとんど社会保障に消費税導入当時は使われませんでした。今でも約2割ぐらいしか使われていない、5分の1ぐらいしか使われていないと言われてるわけですから、そんなことを考えると消費税の導入目的がどういうことなのか。

さらに最近では、いろんな消費の落ち込みをとめるためにということでいろんな手当てをしようということで国は言っていますが、どうも我々の手の届かんとところで、一部の人しか恩恵にあずからんような内容になっていると。

さらに、その金額もかなりの金額になるんで、そんなことをするくらいなら増税しないほうがいいんじゃないか、率直に思っているところです。

それにもう一つ、農業者にとっていうと、農業資材とか農薬、機械の購入というのは修繕も含めて10%の消費税がかかりますけれども、でも、農産物、米とか野菜なんかをつくって出荷する場合は、いわゆる食料品ですから8%しか消費税はつかないわけですね。

さらに、2023年以降は出荷するときにインボイス制度というのが導入されると聞いています。これは農協なんか、直売所に出荷するときに、その生産者が税務署から背番号のようなものをもらって、一つ一つ納める権利といいますか、そういうふうなものを取得しないとイケない。農協にとっても非常に、直売所にとっても経理が煩雑になると言われています。

こういうふうなものを強引に導入するというをやれば、さらに消費が落ち込むということが言われていますので、そういう意味ではぜひ中止するようというお願いでした。

いろんな論議もされたと思いますけれども、率直にやっぱり我々庶民にとってみると大きな増税になりますから、ぜひやめていただきたいという意見書を議会としてもお願いしたいなと思っているところですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） 今るる、例えば税金の使途等々については、大企業や 等に優位であるというふうなこと。

また、2点目のインボイス制度では、これからの農業従事者等にかかなりの負担がかかり不公平であるというような意見。

意見を唱える趣旨はよく理解できます。しかし、やはり国の社会保障制度、現状を見ますと、今後の方向性、これから見ますと日本の社会制度はやはり税金によって負担を軽減しなくてはいけない。

そういったことで、やはりこの増税は、先ほども申しましたとおり、効果のある使途、それが期待できる。期待できるというより、期待したいということからも、私はそう判断した、皆さん委員の方もそのように判断した等々と思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 質問させていただきます。

いろいろな社会の新聞等の情勢の中では、国民の約6割近くが今回のこれに反対しているという情報もあります。

また、ある面では5%、それから8%になったときの税負担のときに、庶民の方々はその恩恵を受けているという形はないというふうないろんな報告も新聞等で報告されておりますし、高税金の負担、高福祉の例えばそういうふうな循環があるというふうな期待をするということでありましたが、今まで5%のとき、8%ありましたが、結果的にはそれがなされてない。結果的には、それがいろんな形でそういう面に還元されずに、例えば優遇税制のところにも全部回ってしまっているというふうな形があるわけですが、そういうところの件についてはご意見がなかったのかということと、今後、期待するということでありましたが、過去2回のことを考えるとなかなかそういうことは考えられないし、またこの軽減税率のやり方も大変複雑な形になっている。その中には例えば小売業者に対してはそれがなかなかできてこないという条件があるということも報道で示されています。そういう観点からいくと、やはりこの増税というものはどうなのかということや、それをぜひ議論になったか、それはどういう話になったのかということを知りたいのと、私自身はそういう部面から考えると、今回の税率は上げても、それは経済にも反映されないし、かえって経済が冷え込むことになりまして、国民の半分以上のそういう意見にはそぐわないということから考えているわけですが、そのことについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） ただいまの上田議員の意見でございますけれども、国民の6割がというような数字を出してきましたけれども、私はこの意見交換の中で、委員会の中で、やはり一般国民の有益になるような効果的な期待をするというようなことで、ぜひとも今の制度等々におきましても政府は踏まえていると思っております。

それで、またいろいろな対策でないですけれども、有利な、隅々まで渡るような有益な見返りというんですか、そういったものも準備されて、着々と準備されているというようなこと。まだ十分ではございませんけれども、見えてくる姿は十分ではございませんけれども、そういった観点からも期待感のほうが大きいのかというふうに私のほうは思っているところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 消費税増税ということで国の大きな制度について、町議会がどういう視点で考えていくかということは大きな課題だろうと思います。

社会保障費の負担ということは、町長初め行政から今後も増大していくというようなことで、いろいろな抑制策をとっているのは現実であります。

この消費税が増税することによって、本町の社会保障制度に係る増税分の収入がどれだけ見込めるのか、あるいは10%になることによって本町の経済がどれだけ落ち込むのか、また一部軽減税率がありまして、非常に商店の皆さんは混乱に陥るといような、いろんな検証の仕方があるんだろうと思います。それは短期間ではなかなかできないことだろうと思いますので、議会としても、あるいは慎重に協議をしながら、調査しながら結論を出すべきだろうと考えているわけですが、総務産業建設常任委員会のほうで例えばもう少し審議をし、調査をし、結論を出していこうというようなご意見は出てこなかったのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 3番、中村君。

○総務産業建設常任委員長（中村勘太郎君） ただいまの滝波議員の意見でございますけれども、町議会として、また町のあり方として、そういうふうな議論、討議、この問題点について、問題点というか課題について、社会保障制度とか経済の落ち込み、伸び、落ち込むか伸びるか、そういったことについても、これはじっくり検証していかなくてはいけないとは思っております。

しかし、この請願につきましては、各市町の議会等々を見ますと、やはり不採択としているということでも確認しております。委員会のほうでは、そこまでの詰めはできなかったわけでございますけれども、これからも重視して町議会、総務産業建設常任委員会としても検証していくつもりでございますので、どうぞよろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私、請願者でもあるんですが、やっぱり今回の8%から10%への消費税の増税という問題について言いますと、先ほども委員長への質問の中で言いましたが、消費税というのはやはり最大の不公平税制だと思うんです。所得の低い人たちが生活に要するそういう経済活動といいますか消費活動に対しての税金が所得税以外にかかるわけですから、そういう意味では非常に重いと。

ただ、消費税が導入されて以降、これまでに社会保障にそのお金が使われてきたのかということであると、ほとんどが法人税の減税分に相当していて、社会保障に使われてきたのは2割程度とされています。5分の1。これから先もこういう方向は続くんじゃないかとされています。

特にこの場合は、中小企業はその影響は深刻だと私思っています。簡単に売り上げに消費税を転嫁できないというところでは、これは中小業者も含めてですが、ほとんどその負担を自分で持っている。

さらに、この消費税の増税に伴って2023年から、いわゆる農業の生産者が直売所や農協に物を出荷しようとするれば、納税者の番号が必要になってくる。本当に簡単に物を売れなくなる。こんな状況も生まれてくると言われていますので、こういうことを機にどんどん生活しにくい、物の販売しにくい、そんな世の中にするのでは逆に消費をさらにさらに冷え込ませてしまうということにつながるということで、ぜひ、私はこの請願、趣旨採択でもしてほしい、願っている立場ですから、この意見書を求める請願、ぜひ賛成していただきたいと私は思っているところです。

以上です。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 先日の総務産業建設常任委員会では、消費税の活用方法について問題視する意見もありましたが、国の借金、日本の将来のためには消費税増税が必要だという意見が多数を占めていました。

現状、日本の問題である少子・高齢化、そして今後迎える超高齢化社会において生産人口割合の減少も問題視されています。

40年後には世界の人口は増加傾向なのに、日本の人口は9,000万人を割ると予測されています。さらに、日本は歳出が歳入を上回る状態が続いているため、赤字国債発行額が1,000兆円を超えています。

このことから、現状の生活以上に、日本の未来、今後生まれてくる子どもたちの未来、将来の生産年齢人口の負担を考えると、消費税増税は必要不可欠であると言えます。

また、消費税増税に関しては、平成31年10月1日より施行される予定と決定しており、本請願が実現の可能性が低いことと、本請願が消費税増税の中止を本旨としているのに対して、請願内容ではインボイス制度への懸念や軽減税率を問題視するなど、趣旨と内容の食い違いが見受けられることがあります。

以上の2点から、本請願は実現の可能性がなく、願意の妥当性に欠けているため、不採択が妥当であると言えます。

ご賛同ください。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 先ほど質問でもしましたが、やはり国民の半数以上がこの増税に対して反対している。それはなぜかという、今までの消費税税率アップのときに、ある面では福祉、いろんな形での予算配分をするというにかかわらず、それがなされていない。そういうことから不信感を持っている点が1点。

2点目、この減税措置の軽減税率である程度経済効果を促すというふうにあります。現実的に小中のところについてはその対応が非常に難しい。となると、どうしても経済的なところで中小企業、特に地方においてはそれが還元されてこないということも考えられる。商売している方にとっては、

それも含め、また3点目は、当然今までのいろんな形での税率、例えば国保であったり、いろんな形での税率が年々上がっていることを考えると、ぜひともそういう面は一度踏みとどまるべきじゃないか。

高福祉、高負担という形のほど遠いこの税率については、私は反対だと思いますし、ぜひ皆さん方もそういう国民の意見を聞いて考えていただければというふうに思いますので、よろしくご判断いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで討論を終わります。

○5番（滝波登喜男君） 賛成者はまだある。

○議長（江守 勲君） それでは、ほかに討論はありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先ほど言いましたとおり、確かに国全体の制度でありますけれども、やはり町議会ですから町民の視点に立ってどうなのかということを検証していかなければならないと思っております。

10%になることによって、町にどんだけ収入が入ってきて、そして社会保障費はどれくらい今後伸びるのであるのか。それと、特に行政の非常に事務量が增大する中、いろいろな対策をとっていることによって町の行政の事務量もふえていくというようないろいろな懸念する材料があります。

もう一度消費税の趣旨に立ち返って、やはりここはどうするかという判断をしなければならないと思いますし、私はどう今のいろいろな情報を見ても本町にとって、町民にとって10%になることが、町民の今後の将来の福祉向上、生活の幸せ感が特にならないというふうに思いますので、この原案について賛成をいたします。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ないようですので、ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。請願第1号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（江守 勲君） 起立少数です。

よって、請願第1号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願は不採択とすることに決定しました。

～日程第10 閉会中の継続調査の申出～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、行財政改革特別委員会、議会改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決しました。

暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る12月3日開会以来18日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれもご自愛いただきまして、無事越年され、ご多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、平成30年第5回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、12月3日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました平成30年度補正予算を初めとする重要案件について慎重にご審議いただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、去る12月6日に永平寺町立在宅訪問診療所の起工式をとり行いました。この在宅訪問診療所の建設事業については、平成26年度に在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げ、福井市医師会、町内の医療機関、介護関係者の皆様と協議を重ね、在宅医療の充実を目指し、これまで事業を進めてまいりました。

現在の医療の状況、今後予想される高齢化社会を見据え、町内の在宅診療の拠点として機能を発揮し、医療、介護の連携体制づくりを通し、心も体も健康で生き生きと笑顔で暮らせるまちを目指してまいります。

9日は、福井県立大学において防災士資格取得試験が実施されました。今回の試験には、永平寺町内に在住、勤務されている103名の皆様が試験に臨まれました。また、これまでに295名の皆様に防災士資格を取得いただいております。今回の試験結果次第で地内において400名近くの防災士が活躍することとなります。12月1日現在における永平寺町の住民基本台帳人口割合で計算しますと、町民47人に1人という高い割合となります。

今後も防災意識の向上を図り、先ごろ設立された永平寺町防災士の会とも連携し、安心して安全に笑顔で住み続けられるまちの実現を進めてまいります。

さらに、今後の町政の推進に当たっては、これまで同様に町民の皆様の声を丁寧にお聞きしながら、地域まちづくり団体の育成、観光、農業、商工業を中心とした「SHOJIN」ブランドの発信、AI、IoTを活用した地域産業の振興を推進し、町の魅力を高めながら、町民がまちづくりの主役となる活力ある新しいまちづくりを実現させ、住民生活の向上を図ってまいります。

また、当初予算に当たりましては、議会一般質問や議会事務事業評価のご意見を尊重するとともに、新規事業を含めた継続事業においても事業の必要性や費用対効果などを見きわめ、効率的でより効果的な予算編成、一層の行財政改革を進めてまいります。

あさって22日には、二十四節気の一つである冬至を迎え、ますます寒さの厳しい季節を迎えます。議員各位におかれましては、どうかご自愛の上、ご家族と子どもよりよき新年を迎えられますとともに、来年が永平寺町民にとりましてよりよき年となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ことし1年、どうもありがとうございました。

(午前10時44分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員